

# 令和5年加茂市議会9月定例会会議録（第4号）

9月28日

## 議事日程第4号

令和5年9月28日（木曜日）午前9時30分開議

- 第1 第73号議案から第78号議案まで、第87号議案から第91号議案まで及び第94号議案
- 第2 第79号議案から第86号議案まで
- 第3 請願第2号
- 第4 第92号議案
- 第5 第93号議案
- 第6 議員発案第4号から第6号まで

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 第73号議案 令和5年度加茂市一般会計補正予算（第5号）
- 第74号議案 令和5年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第75号議案 令和5年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第76号議案 令和5年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第77号議案 令和5年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第78号議案 令和5年度加茂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第87号議案 新潟県加茂市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第88号議案 加茂市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 第89号議案 加茂ショッピングパークメリア3階の管理に関する条例の一部改正について
- 第90号議案 指定管理者の指定について（加茂ショッピングパークメリア3階）
- 第91号議案 市道路線の認定について
- 第94号議案 令和5年度加茂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 第79号議案 令和4年度加茂市一般会計決算の認定について
- 第80号議案 令和4年度加茂市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第81号議案 令和4年度加茂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第82号議案 令和4年度加茂市宅地造成事業特別会計決算の認定について
- 第83号議案 令和4年度加茂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 第84号議案 令和4年度加茂市介護保険特別会計決算の認定について
- 第85号議案 令和4年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計決算の認定について
- 第86号議案 令和4年度加茂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第3 請願第2号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第4 第92号議案 監査委員の選任について（山口昇氏）

日程第5 第93号議案 教育委員会委員の任命について（乙川智子氏）

日程第6 議員発案第4号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書（国）

議員発案第5号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書（県）

議員発案第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

---

---

○出席議員（15名）

1番	近藤ゆみ君	2番	山田宗君
3番	田中雅史君	4番	杉田優子君
5番	森友和君	6番	大橋一久君
7番	三沢嘉男君	8番	白川克広君
9番	佐藤俊夫君	10番	森川豊君
11番	滝沢茂秋君	12番	森山一理君
13番	樋口博務君	14番	安武秀敏君
15番	関龍雄君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（0名）

---

○説明のため出席した者

市長	藤田明美君	副市長	五十嵐裕幸君
C S O	市川恭嗣君	総務課長	井上毅君
財政課長	目黒博之君	税務課長	長澤祥子君
農林課長	佐藤正直君	商工観光課長	齋藤久子君
市民課長	智野賢一君	環境課長	石附敏春君
こども未来課長	五十嵐卓君	健康福祉課長	大野博司君
建設課長	宮澤康夫君	上下水道課長	坪谷雄治君
長寿あんしん課長	藤田和夫君	農業委員会 農事務局長	太田憲之君
教育長	山川雅己君	教育委員会 庶務課長	草野智文君
教育委員会 学校教育課長	阿部一晴君	教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君

教育委員会 稲山 太君 監査委員 山口 昇君  
スポーツ振興課長

監査委員 中野 徹君  
事務局 長

---

○職務のため出席した事務局員

事務局 長 坂井 恵里君 次 長 野村 直美君  
次 長 横山 健君 係 長 石津 敏朗君  
嘱託速記士 酒井 絵里君

---

午前9時30分 開議

○議長（白川克広君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第4号に入ります。

---

日程第1 第73号議案から第78号議案まで、第87号議案から第91号議案まで及び第94号議案

○議長（白川克広君） 日程第1、第73号議案から第78号議案まで、第87号議案から第91号議案まで及び第94号議案を一括議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、5番、森友和議員。

〔総務文教常任委員長 森友和君 登壇〕

○総務文教常任委員長（森友和君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第73号議案令和5年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか3件でありまして、これについて去る21日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、第87号議案、第88号議案及び第94号議案のうち本委員会所管の部分の以上3件については、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第73号議案のうち本委員会所管の部分については、内容の説明に対し、質疑、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（白川克広君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業民生常任委員長、12番、森山一理議員。

〔産業民生常任委員長 森山一理君 登壇〕

○産業民生常任委員長（森山一理君） おはようございます。産業民生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第73号議案令和5年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか9件でありまして、これについて去る20日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、第73号議案のうち本委員会所管の部分、第74号議案から第78号議案まで、第90号議案、第91号議案及び第94号議案のうち本委員会所管の部分の以上9件については、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第89号議案については、内容の説明に対し、質疑、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（白川克広君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

14番、安武議員。

○14番（安武秀敏君） 73号議案の一般会計補正予算の教育委員会の特に旧生田屋活用調査事業費などありますけど、これを取り上げますと、これ320万ほど計上されておりますけど、これにつきましてはもう決着がついているのだ。生田屋さんが経営に困って、土地を市に買ってくれないかということで市が購入したわけです。購入した時点で終わりなのです。購入したときに、はっきりした明瞭な理由がないのです。そういうようなことで、後から文化財的な価値があるとか景観がいいとか言っていますけど、そういう文化財としての価値もゼロに近い。それから、景観なんて、三方を民家に囲まれていまして、景観なんて全くよくありません。そういうようなことで、あと取得の方法が議会に全然話がなくて、後で報告があったというようなことで、取得のやり方がおかしいです。新町は商店街といいますけど、商店街の形をなしていません。今、10月1日にプレミアム商品券の販売がありますけど、新町は1丁目が1件、2丁目が2件の参加しかないので。駅前だと10件、穀町だと18件ありますけど、商店街でもないです。あそこは、今のまんまでいいということでございます。

この間防災総合訓練があったけど……

○議長（白川克広君） 安武議員、討論でございますので、はっきり発言をお願いいたします。

○14番（安武秀敏君） 討論の説明しているのです。討論というのは説明するわけ。それを遮ることはおかしいですよ。説明聞かないと駄目でしょう。そういうことで、今ちょっと頭が混乱しましたが、そう

いう余計なこと言わないでください。私は、何も議場を乱していませんから。そういうような決着がついている。

この間防災訓練があったけど、そのとき加茂市で水害のとき、大雨が降って危ないような崖崩れがあるとき、危ないところは民俗資料館です。民俗資料館は、崖が崩れるような危険なところであって、老朽化も一番ひどい。そういうところで訓練をしたり、新しいところに移転するとか建築するとか、そういうほうが大事なの、生田屋よりも。そういうことで、これは今もっと大事なことをしてもらいたいということです。町通りはアーケードができましたけど、新町の雁木造り風あの通り、あれ1億円ほかの商店街よりも多くかけているのです。商店街のアーケードに、雁木風にして、あれ雁木じゃない。本当のことじゃない、中は鉄骨だから。そういうところに1億円もかけて、そして生田屋は購入したと。そういうようなお金を、明瞭な目的というか、かけ方がちょっとおかしいなということで反対します。

○議長（白川克広君） 森川議員。

○10番（森川豊君） 10番、森川です。私は、73号議案に賛成の立場から討論いたします。

10款教育費、6目文化振興費で旧生田屋活用可能性調査事業費の業務委託料321万2,000円が計上され、大正6年の木造建築で、その後平成29年に市文化財に指定され、老朽化が著しく、当市では建物の価値や文化財の理由が分かりにくい。そこで、市は国の事業を用い、より高度の専門業者へ委託し、現地破損調査により歴史的価値も検討される。今後に関する所見を作成することができる。加茂駅から新町にかけて町並み通りが進められている。これらを総合的に判断し、私は事業の実施を求める賛成討論をいたします。ありがとうございました。

○議長（白川克広君） 樋口博務議員。

○13番（樋口博務君） 私も安武議員同様、第73号議案令和5年度加茂市一般会計補正予算のうち、文化振興費の旧生田屋の活用可能性調査事業費については反対の討論をさせていただきます。

旧生田屋につきましては、既に御承知のとおり、利用目的もなく、議会に何ら説明もなく、議会の議決を要しない土地開発基金で購入した物件であります。その後、市民からも大変批判を買った物件で、今でも批判の絶えない物件であります。現在も、購入後もう7年経過しましたが、ほとんど利用されないまま経過されているということでもあります。老朽化を防ぐために月に二、三回空気の入替えを現在実施しているということではありますが、老朽化も著しく、今後再活用の検討をする理由がどこにあるか全く分からない。私は、やっぱり取り壊して更地にするとか公園にするとか、何らかの方法をむしろ検討する時期に来ていると思って見ております。大変厳しい状況ではありますが、維持する経費のほうがかえって大変だというふうに思っておりますので、むしろ取壊しも含めた方向で検討すべきであると思っております。やっぱりここで大経費をかけて調査する必要はあるとは全く思っておりません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（白川克広君） 関議員。

○15番（関龍雄君） 賛成の立場で御意見申し上げます。討論いたします。

委員会でも申し上げましたけども、今の状態で当面毎年70万前後の経費をかけながら、どうしたらいいか分からないというような状態で恐らくここ数年は過ごすことになるだろうと私は思って心配しているわけですが、320万かけて、今やっぱり本当に駄目なのかという、いいのかと、価値があるのかということを確認に改めて判断してもらうことは必要なことであろうというふうに思っています。幸いなことに

見せかけは、町通りから見る見せかけは堂々として結構いいわけでありますので、あれを完全になくしてしまうということはやはり少し穴が空くような感じがいたします。そういう意味で、生かせる方法があるのであれば、私は生かしていくことはいいと思います。先ほどちょっと出ましたけども、民俗資料館、大分古くなっていますし、いろいろ新しい場所に移す可能性もないわけではありませぬので、そういうことも含めて、まず今の建物がどれだけの価値があるのかと、320万、決して安いとは申しませぬけれども、高いとも私は思っておりませぬ。ぜひはっきりした筋が出るように、第三者的な立場に立って判断をしてもらうということは非常にいいことだと思いますので、賛成いたします。

○議長（白川克広君） 大橋議員。

○6番（大橋一久君） 89号議案に反対の立場で討論いたします。

6月定例会において同内容の第44号議案に反対をいたしました。メリア建物に対する将来の市民負担を懸念するものであります。また、華やかに行えば行こうほど、車椅子や足の不自由な方、エスカレーターで行けない方々が寂しい思いをされることと思っております。建物も古いので、人が乗れるエレベーター設置を要望するものではありません。

また、第90号議案には賛成であります。これは、選ばれましたK-walkさんのこれまでの加茂における活動を評価、敬意を表するものであります。ほかに見られない独自の活動を多くされています。加茂のまちを楽しく、面白くし、加茂のよいところ、加茂の物産品のよいところを認め、市外、県外へ広く発信をしたいとの思いにあふれているK-walkさんであります。加茂のまちに、そして加茂の物産への愛情を感じるところでございます。メリア3階に関わろうともそうでなくとも、今後とも広く加茂を楽しく、よくしてくれる活動を行っていくことと思っております。矛盾いたしますが、89号議案には反対、90号議案には賛成をいたします。

以上です。

○議長（白川克広君） 森川議員。

○10番（森川豊君） 10番、森川です。私は、第89号議案に賛成の立場から討論いたします。

加茂ショッピングパークメリア3階については、6月定例市議会と同様に、加茂駅前であり、安全で快適な安らぎの場を市民、来訪者と共有し、まちの振興と交流人口の拡大に寄与する。施工中の事業工事が諸般事情により遅れるとの由、今後進捗で支障が起らないように施工時期の条例の改定を承認したい。

活用がさらに育まれる場所と願う。総合的に判断しまして賛成討論といたします。

○議長（白川克広君） 山田議員。

○2番（山田宗君） 第90号議案に対して反対いたします。

まず、反対するに当たって、今回指定管理者候補となられましたK-walk様におかれましては、先ほど大橋議員が申し上げたとおり、商店街で加茂市の商品を販売しており、まちの未来のために貢献していただいていると認識しております。しかしながら、今回は2つの点から反対いたします。1つ、今回説明のあった事業計画、収支予算の中にまだ採択が決定されていない事業再生構築補助金300万円が組み込まれていた点です。これがもし採択されない場合、提出された事業計画からそごが生じ、事業執行に支障を来す可能性が大いにある点です。公金を投入する以上、そういった不確定要素を含んだ事業、もしくは事業者へ委託すべきではないと考えます。これは、民間事業者であっても一般的には考えられませぬ。一般的には金融機関から資金を調達し、それを事業に充てるべきだと考えます。

2つ目、これはメリア3階という特殊なケースだと認識しております。指定管理者の募集に当たっては、何ら不備はないと思いますが、このメリア3階に関しての管理費は全て加茂市が負担、拠出しております。つまり固定費がかからない状態となっております。仮に指定管理業者が採択された場合、何のリスクもなく事業を実施することが可能です。これは、売上げがそのまま営業利益につなげることが可能となっております。募集要項でも法人格は問わないとありました。しかし、仮にこれが例えば非営利団体が実施するならばまだ理解はできますが、事業計画の中に補助金を組み込むという甘さがあり、営利目的の株式会社の法人格に対してこの売上げ、つまり利益が確定している指定管理事業を公金を使って委託すべきではないと考えます。

以上の2点から、これは今後の加茂市にとっても、メリアにとっても、そしてリスクを負わずに事業を実施するK-w a 1 k様に対しても、いい未来につながるとは考えられません。メリアの3階を何とかしないといけない状況は理解できますが、仮にそのために自分のお金を毎月20万近くかけてこの事業に投資することを考えるかと思うと、ちょっと賛成はできかねます。

以上の点から反対です。

○議長（白川克広君） 滝沢議員。

○11番（滝沢茂秋君） 私は、73号議案、89号議案、90号議案、いずれも賛成の立場で討論をさせていただきます。

73号議案、一般会計補正予算につきましては、今回ケアが必要な児童のための学校看護師の配置、これが159万8,000円、また出産・子育て応援交付金事業769万円、さらには新型コロナワクチンの接種事業費9,926万8,000円も含まれております。こういった点をまず鑑みて、この一般会計補正予算自体に反対をするという事は、私はふさわしくないのではないかとというのがまず1つ。そして、旧生田屋活用可能性調査事業につきましても、これは今までいろいろな御意見はありましたが、だからこそ、その理由が、文化財とした理由が分かりにくく、この建物の価値やその経緯、また現状把握が不十分であるということから、今後処分などあらゆる可能性を排除せず、方向性を考えるための検討というのが目的になっております。そして、まさにそれがあって初めて議論や価値の判断ができ、専門家による客観的な視点から今後の可能性というのが見えてくると思います。私自身これについては、活用云々というのは、こういった事実を踏まえた中で議論しなければ、この賛否については言えないのかなと思っております。また、この事業の321万2,000円については、社会資本整備総合交付金から2分の1補助があると。今回こういった機会を逃さず、加茂市の懸念材料となっているこの施設についての一定の評価を経た上で、今後どうするかを検討すべきと考えたものです。

また、89号、90号については、89号は今回これは契約期間の時期の変更であります。こちらフロア改修であったり、多目的トイレの整備のためということで契約時期が変更するものでありまして、これは賛同するものです。

また、90号議案については、今回この指定管理者は、現状の予算でいうと、シルバー人材センターによる管理人の配置や清掃費など同額の金額においての指定管理、つまりは加茂市において現状出ているランニングコストと同等の金額で民間活用を行うというものであって、これは何ら問題のあるものではないと考えます。また、現状利用している方々の利便性を損なうことなく、むしろ向上させるという目的で提案もなされておりますので、私はこれについても賛成をいたします。

以上です。

○議長（白川克広君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第87号議案及び第88号議案の各条例の一部改正についての2件を一括して採決いたします。

以上2件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第89号議案加茂ショッピングパークメリア3階の管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（白川克広君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（白川克広君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案市道路線の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第73号議案令和5年度加茂市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告……（「投票」と呼ぶ者あり）投票、1名ですか。1名であって無効と認めます。（「諮ってください」と呼ぶ者あり）発案者2名以上。（「私も投票に賛成」と呼ぶ者あり）投票ですか。

ただいま投票という要求がありましたので、投票の方法について無記名投票といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 無記名投票で実施することといたします。

それでは、第73号議案については、無記名投票をもって採決することといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場 閉鎖〕

○議長（白川克広君） ただいまの出席議員数は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

暫時休憩といたします。

午前10時01分 休憩

---

午前10時03分 開議

○議長（白川克広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔投票用紙 配付〕

○議長（白川克広君） ただいま投票用紙を配付いたしましたので、投票用紙そのままにしておいてください。投票用紙を配付いたしましたので、御了承願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長（白川克広君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。第73号議案について本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載をお願いいたします。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項により否とみなします。

1番から順次投票を願います。

〔各員 投票〕

○議長（白川克広君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場 開鎖〕

○議長（白川克広君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、近藤ゆみ議員、9番、佐藤俊夫議員を指名いたします。よって、両議員の立会いを願います。

[投票 点検]

○議長（白川克広君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 14 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち 賛 成 12 票

反 対 2 票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第 74 号議案から第 78 号議案まで及び第 94 号議案の令和 5 年度各会計補正予算の 6 件を一括して採決いたします。

以上 6 件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 第 79 号議案から第 86 号議案まで

○議長（白川克広君） 次に、日程第 2、第 79 号議案から第 86 号議案までの各会計決算の認定についての 8 件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会における付託議案の審査の結果について、各特別委員長より報告を求めます。

初めに、決算審査第 1 特別委員長、6 番、大橋一久議員。

[決算審査第 1 特別委員長 大橋一久君 登壇]

○決算審査第 1 特別委員長（大橋一久君） 決算審査第 1 特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第 79 号議案令和 4 年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分についてほか 3 件でありまして、これについて去る 22 日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第 79 号議案のうち本委員会所管の部分、第 82 号議案、第 83 号議案及び第 86 号議案の以上 4 件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特段意見を付することなく、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（白川克広君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算審査第 2 特別委員長、5 番、森友和議員。

[決算審査第 2 特別委員長 森友和君 登壇]

○決算審査第2特別委員長（森友和君） 決算審査第2特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第79号議案令和4年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分についてほか4件でありまして、これについて去る25日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第79号議案のうち本委員会所管の部分、第80号議案、第81号議案、第84号議案及び第85号議案の以上5件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特段意見を付することなく、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（白川克広君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算審査第3特別委員長、12番、森山一理議員。

〔決算審査第3特別委員長 森山一理君 登壇〕

○決算審査第3特別委員長（森山一理君） 決算審査第3特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第79号議案令和4年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分についての1件でありまして、これについて去る26日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第79号議案のうち本委員会所管の部分について、内容の説明を求め質疑を行いました。特段意見を付することなく、全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（白川克広君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第79号議案から第86号議案までの各会計決算の認定についての8件を一括して採決いたします。

以上 8 件について委員長の報告はいずれも認定であります。

お諮りいたします。以上の各決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

10時35分まで休憩いたします。

午前10時18分 休憩

---

---

午前10時35分 開議

○議長（白川克広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

---

### 日程第3 請願第2号

○議長（白川克広君） 次に、日程第3、請願第2号を議題といたします。

常任委員会における付託請願の審査結果について、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、5番、森友和議員。

〔総務文教常任委員長 森友和君 登壇〕

○総務文教常任委員長（森友和君） 総務文教常任委員会に付託されました請願について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願は、第2号「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の1件でありまして、これについて去る21日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第2号について、内容審査の結果、趣旨妥当として全会一致をもって採択すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（白川克広君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第2号について委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。本請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

〔監査委員 山口昇君 退場〕

---

---

#### 日程第4 第92号議案

○議長（白川克広君） 次に、日程第4、第92号議案監査委員の選任についてを議題といたします。  
当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案の概要を御説明いたします。

第92号議案は、監査委員の選任についてです。これは、現委員の山口昇氏が本年10月1日に任期満了となりますので、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者のうちから引き続き同氏を選任することについて議会の御同意をお願いするものです。

提案いたしました議案の概要は以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（白川克広君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第92号議案監査委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

〔監査委員 山口昇君 入場〕

---

---

午前10時41分 開議

○議長（白川克広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

---

#### 日程第5 第93号議案

○議長（白川克広君） 次に、日程第5、第93号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案の概要を御説明いたします。

第93号議案は、加茂市教育委員会委員の任命についてです。これは、現委員の乙川智子氏が本年10月2日に任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、

同氏の再任について議会の御同意をお願いするものです。

提案いたしました議案の概要は以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（白川克広君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第93号議案教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程第6 議員発案第4号から第6号まで

○議長（白川克広君） 次に、日程第6、議員発案第4号から第6号までを一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

最初に、議員発案第4号及び第5号私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書について説明を求めます。

5番、森友和議員。

〔5番 森友和君 登壇〕

○5番（森友和君） それでは、議員発案第4号及び議員発案第5号私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書について御説明申し上げます。

最初は、国に対する意見書でございます。提出者は私、森友和、賛成者は近藤ゆみ議員、佐藤俊夫議員、滝沢茂秋議員、樋口博務議員、安武秀敏議員、関龍雄議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

---

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、

私学助成増額・拡充を求める意見書

全国の高校生のうち約3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。新潟県でも約2割の高校生が私立高校で学んでいます。

2020年度の高校等就学支援金制度拡充により、年収590万円未満の私立高校生世帯に上限396,000円の支援金が支給され、新潟県ではこの世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。しかし、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、授業料無償となる年収590万円未満世帯でも年額約14万から23万円の学費負担となっています。

また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が118,800円にとどまるため、学費負担が年額約48万円とさらに重くなります。この世帯では、公立高校が5,650円の入学金のみの負担にとどまるため、学費の格差は最も広がります。

私立高校の教育条件の維持・向上をはかるうえで、経常費助成予算の増額が求められます。教員の長時

間勤務が社会問題化するなか、その根本に教員不足があります。とりわけ県内私立高校においては公立との比較において専任教員が不足している状況です。全教員に占める専任教員の割合は、2022年度で公立が約74%を占めるのに対して私立は約60%となっており、専任教員の少なさがこの数字からも明らかです。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要があります。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められます。

政府ならびに国会におかれましては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育がおこなえるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 私立高校生への就学支援金制度を拡充し、年収590万円から910万円未満世帯を授業料無償にしてください。
2. 私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。
3. 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

---

皆様の賛同をいただきまして、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てに意見書を提出したいというものであります。

続いて、県に対する意見書でございます。提出者は私、森友和、賛成者は近藤ゆみ議員、佐藤俊夫議員、滝沢茂秋議員、樋口博務議員、安武秀敏議員、関龍雄議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

---

#### 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、 私学助成増額・拡充を求める意見書

本県では、高校生の4人に1人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っています。

2020年度の高校等就学支援金制度拡充により、年収590万円未満の私立高校生世帯に上限396,000円の支援金が支給され、本県ではこの世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。こうしたなか、全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費助成制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯へ助成を講じる措置がとられました。

しかしながら、本県においては国の制度拡充以降、学費助成予算は減少傾向にあり制度拡充も行われていません。本県の現行制度は、年収270万円未満世帯に対し入学金や施設設備費等への助成が実施されていますが、対象世帯は約8%にとどまっています。そのため、年収270万円未満世帯では国と県の支援を受けても年額約14万円の負担が残り、授業料無償となる年収590万円未満世帯でも年額約23万円の負担が残ります。公立高校ではこれらの世帯は入学金5,650円の負担のみで済み、大きな学費格差

が生じています。さらに年収590万から910万円未満世帯では、国の支援のみにとどまっているため、年額約48万円の負担が重くのしかかります。一方、公立では入学金5,650円の負担のみで済みますから、学費格差はいっそう広がります。

私立高校の教育条件の維持・向上をはかるうえで、経常費助成予算の増額が求められます。教員の長時間勤務が社会問題化するなか、その根本に教員不足があります。とりわけ県内私立高校においては公立との比較において専任教員が不足している状況です。全教員に占める専任教員の割合は、2022年度で公立が約74%を占めるのに対して私立は約60%となっており、専任教員の少なさがこの数字からも明らかです。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要があります。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められます。

新潟県知事におかれましては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育がおこなえるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。

(1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額をおこなってください。

(2) 国の支援が不十分な年収590万から年収910万円未満世帯に対し、新たな助成措置を講じてください。

2. 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

---

皆様の賛同をいただきまして、新潟県知事に対し意見書を提出したいというものであります。

以上で説明終わらせていただきます。

○議長（白川克広君） 続いて、議員発案第6号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について説明を求めます。

6番、大橋一久議員。

〔6番 大橋一久君 登壇〕

○6番（大橋一久君） それでは、議員発案第6号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について御説明申し上げます。

提出者は私、大橋一久、賛成者は山田宗議員、田中雅史議員、佐藤俊夫議員、森山一理議員、樋口博務議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

---

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、2002年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま20年以上が経過しました。

政府認定の拉致被害者12名が安否不明の状況であり、このほか特定失踪者、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々がいまだ多数おられます。

新潟県では、拉致被害者5名のうち、横田めぐみさんと曾我ミヨシさんがいまだ帰国を果たしていません。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おられ、現在も安否が分からぬままとなっています。

このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父・滋さん、田口八重子さんの兄・飯塚繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界されており、被害者自身やその家族の高齢化が進む中、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれています。

よって、国会及び政府におかれては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置づけ、国際社会と連携を強化しつつ、国際情勢に鑑み時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組まれるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

---

皆様の御賛同をいただきまして、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、拉致問題担当大臣（内閣官房長官）宛てに意見書を提出したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（白川克広君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第4号から第6号までについては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第4号から第6号までについては委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第4号から第6号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。以上の各案件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、本意見書は後刻関係方面へ送付、提出いたしたいと思いますので、御了承願います。

---

○議長（白川克広君） 以上で本9月定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 本9月議会、大変お疲れさまでした。

まずもって、今ほどは監査委員、教育委員会委員の人事議案につきまして御同意いただき、ありがとうございました。また、山口監査委員、乙川教育委員会委員におかれましては、再びお引き受けくださり、心より感謝申し上げます。

そのほか、今議会に提案いたしました議案につきまして、慎重な御審議の上、可決していただき、また令和4年度決算につきましては認定していただき、ありがとうございました。

討論のありました議案についてなのですが、まず旧生田屋活用可能性調査事業費、これが議論の対象になったかというふうに思うのですが、まず内容の前に、これは以前にもお話ししたことがあると思うのですが、私自身の考えは、このような補正予算で旧生田屋の調査費について反対という場合、私自身は修正動議、減額修正の修正動議を出すべきではないかというふうに思っております。その中で賛否を問うて、また全体の議案についても賛否を問うべきではないかなというふうに思っているところです。

また、内容につきましては、まずこの旧生田屋活用可能性調査事業費という名前がちょっと悪かったのかもしれないのですが、まずこの調査費につきましては活用前提、活用するための調査ではないということを変更して申し上げたいというふうに思っております。まずもって、旧生田屋を残してほしいという方も市民の中にはいらっしゃいますし、早く取り壊してほしいという方もいらっしゃいます。もちろんどうすればいいのかわからないという、案がなかなかないという方もいらっしゃいますし、本当に様々な意見があるというふうに思っております。また、本議会でもそうですけれども、こういった様々な意見が聞こえてくること自体は非常に健全なことだというふうに思っています。そのような状況でもありますので、まずこの調査を通しまして、残すだけの価値があるのかどうか、または残すべきではないのかということですね、こういったことを多くの方が納得できるような説明ができるようにしたいということ、そして結論をしっかりと出してまいりたいというふうに考えております。

あとそれから、メリア3階についてなのですが、メリア3階、89号議案と90号議案でしたけれども、これにつきましてはそもそもまずメリア3階の活用がどうかということと、指定管理者が適切なのかどうかという議論だったというふうに思っております。まず、メリア3階の活用につきましては、今活用しているところに加えて、まだ活用し切れていないところをしっかりと活用していけるようにしてい

たい、また多くの方に使っていただけるようにしたいということ、そのためには指定管理者、民間事業者の方のアイデアを含めて、より多くの方が訪れるような場所にしていきたいというふうに思っております。課題もありますし、議論の中にもありました、建物自体が老朽化しているということもありますので、今後ちょっと長い目でというか、その先の方向性というものもしっかり皆様にお示しできるようにしていきたいというふうにも考えておりますし、指定管理者となりましたK-w a l kの方とはこれからもしっかりと密にコミュニケーションを取ってまいりたいというふうに考えております。

また、決算につきましては、委員会のときにもお話しさせていただきましたが、財政調整基金は積み上がってきたものの、厳しい状況は変わりありません。これは、議員の皆様も本当に十分御承知のことと思います。その中で、議員の皆様もそうですし、市民の皆様もそうです。市役所もそうなのですけれども、新しい事業をやっぱり始めてほしい、こちらとしても始めたいという思いは本当に多々あるかと思えます。その中で、本当に市民のニーズに応えたいというのは当然の気持ちだと思うのですが、少し気にとどめておいてほしいことがありまして、よくやはり予算があるかどうかというところも議論にはなるかと思えます。予算が確保できるかどうか、それだけではなくて、その事業を立ち上げる時に誰がその事業を立ち上げ、運営するのかというところも気に留めておいていただけるとありがたいというふうに思っています。理論的には、新しい事業を1つ始めたら、やはりなくす事業もなければ回っていかないのかなというふうにも思っております。つまりお金と人と両方がそろわないと、なかなか始めることができない事業が多いのではないかと考えています。そういった意味でも今回の森山議員の一般質問を私は非常に画期的だったというふうに思います。賛否が出ることではありますけれども、市といたしましてもしっかりと向き合わなければいけない課題だというふうに感じています。これは、本当に新しいことを要望しないでくださいということではない、そういう意味ではないのですけれども、私たちは本当に何とかして市民の、または議員の皆様に応えたい、希望に応えたいという思いがあります。そのときは、本当にあらゆる選択肢を考えていきます。しかし、物理的にも厳しい場面も本当に多くありまして、いつもジレンマの中にあるということでもあります。いずれにしましても、本当に予算的にも厳しい、また人が足りないという、それは今ですけれども、そういうときこそ知恵を絞らなくてはいけないので、より創造的な仕事ができるのではないかと前向きに捉えてこれからも市政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、今ほど意見書が採決されましたけれども、特に北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書、この内容につきましては私自身も本当に大いに賛同いたします。県内の市町村長の中でも会がありまして、北朝鮮による日本人拉致問題の解決を求める市町村長の会があります。拉致被害者、そして特定失踪者、御本人も、そして御家族も高齢化が進んでおりまして、時間が残されていないということを国は強く認識していただきたいというふうに思っております。そして、この意見書の中にあるように、国を挙げて全力で取り組んでいただきたいということは強く私自身も願っておりますし、加茂市といたしましてもこの拉致問題の早期解決に向けて、市町村でできることをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。今後とも皆様の御理解と御協力のほど、どうぞよろしくお願いたします。

寒暖差が本当に激しい日々が続いていますし、議員の皆さんも閉会中、体調に気をつけられお過ごしください。15日間の御審議、大変どうもありがとうございました。

○議長（白川克広君） これにて令和5年加茂市議会9月定例会を閉会いたします。

午前11時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

加茂市議会議長      白川克広

加茂市議会議員      森山一理

加茂市議会議員      樋口博務

加茂市議会議員      安武秀敏